

2025 小学生クラブチーム登録について《規定》

一般財団法人兵庫陸上競技協会普及委員会

(総則)

第1条 この規定は、兵庫県下において小学生が所属する陸上競技団体（以下「クラブチーム」という。）の、一般財団法人兵庫陸上競技協会（以下「陸協」という。）への登録に関する必要な事項を定める。

(クラブチームの使命)

第2条 クラブチームは、陸上競技の指導を通じ、小学生の健全育成を目指さなければならない。

(登録)

第3条 クラブチームは、陸協が定める方法で届け出ることにより、登録できる。

(名称)

第4条 クラブチームは、地域名、小学校名、等をもとに、適切な名称をつけることができる。

二項 クラブチーム名称が全角6文字（半角12文字）を越えるときは、チーム略称を設ける。チーム略称は、全角6文字（半角12文字）以内とする。

(期間)

第5条 登録期間は4月1日より翌年3月31日とする。（1年度ごとの更新）

(編成)

第6条 クラブチームは、次の項目に当たる人をもって編成する。

- ・代表者 クラブを代表する成人
- ・指導者 クラブで指導をする成人
- ・競技者 小学生 活動場所と通常考えられる範囲内に居住していること

(登録要件)

第7条 クラブチームは、つぎの要件を満たさなければならない。

- ・活動は、小学生の発育発達を理解したものとする。
（活動の頻度、強度、時間が、小学生にふさわしいもの）
- ・年間を通じ月数回以上等、継続した活動をする。
（競技会出場のためにクラブチームを編成することは認めない。）
- ・兵庫県内に所在地（主な練習場所）をおき、活動を行う。
- ・加盟団体（郡市陸協）の承認を得られるようにする。

(二重登録の禁止)

第8条 同一とみなせるクラブチームが、複数の名称で登録することは禁止する。

(競技会出場)

第9条 クラブチームの所属競技者は、クラブチーム名で陸協が主催する競技会へ出場できる。ただし、在籍小学校での出場もできることとする。(クラブチーム指導者は、在籍小学校との連携を図る。)

二項 競技会前3か月程度以上、クラブチームに所属し、クラブチーム指導者より指導を受けておく。(競技会申込締切の2か月前までに登録を済ませていれば、その競技会へ申込みできる。)

二項② 年度当初の登録、競技会への申込みに関しては、別に定める。

(所属の制限)

第10条 一人の小学生が、複数のクラブチームへ所属することは認めない。

(努力義務)

第11条 クラブチームの代表者、指導者は、次の項目に関わることに努めなければならない。

- ・所属競技者の適切な管理
- ・小学生の発達・発育への理解
- ・指導力向上
- ・指導者としてのモラル向上
- ・競技会運営への協力
- ・所属競技者の保護者との連携
- ・その他、クラブチームの健全運営に必要な事項

(登録の停止)

第12条 クラブチーム運営上、ふさわしくない事象が起きた場合、クラブチームの登録を停止させることがある。事象の内容に応じ、陸協から運営への指導助言を行うことがある。

(規定の更改)

第13条 本規定は、必要に応じて改正する。

(附則)

この規定は、令和7(2025)年度から施行する。